

徳島県西部地域政策総合会議設置要綱

(設置)

第1条 地域振興を総合的に推進する西部総合県民局において、地域住民代表との意見交換を通じて連携を強化し、地域が目線に立った政策の立案や地域のニーズを反映した事業の展開に資するため、徳島県西部地域政策総合会議（以下「西部総合会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 次の事項について必要な連絡、協議及び意見交換を行う。

- (1) 地域の振興の推進に関すること。
- (2) 地域住民の行政需要の動向に関すること。
- (3) 地域の事務事業の推進に係る総合調整に関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 西部総合会議は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、地域振興活動について優れた識見を有する者等から知事が委嘱する者及び総合県民局長とする。

(任期)

第4条 優れた識見を有する者等から知事が委嘱する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は再任することができる。

(運営)

第5条 会議は、西部総合県民局長を議長とする。

2 議長は、会議を招集し、議事を進行する。

3 議長に事故があるときは、西部総合県民局副局長がその職務を代理する。

4 議長は、議事の進行及び運営上必要があると認める場合は、第3条に規定する委員以外に管内市町長等を会議へ出席要請することができる。

(専門委員)

第6条 西部総合会議に、専門の事項を検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 会議の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、西部総合県民局地域創生観光部において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

1 この要綱は、平成21年12月7日から施行する。

2 徳島県地域政策総合会議設置要綱により委嘱された委員については、その任期の期間中はこの要綱により委嘱されたものとする。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年7月18日から施行する。